

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政・変革局税務部税制課】
3
- 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例【都市戦略局計画部都市計画課】
7
- 北九州市立思永中学校温水プール使用料条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校支援部施設課】
9

◇ 告 示

- 市道の路線認定【都市整備局道路部管理課】
10
- 市道の路線変更【都市整備局道路部管理課】
12
- 市道の路線廃止【都市整備局道路部管理課】
13

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】
14

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

1 個人市民税

特定親族特別控除を創設することにしました。

2 固定資産税

離島振興対策実施地域内に新設、増設又は取得された特定の家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に係る固定資産税の課税免除について、特例期間を令和9年3月31日まで延長しました。

3 市たばこ税

加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、当分の間、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算することとしました。

この条例は、1については令和8年1月1日から、2については令和7年6月25日から、3については令和8年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

払川地区地区整備計画区域を条例を適用する区域に追加することにしました。

この条例は、令和7年6月25日から施行することにしました。

◇北九州市立思永中学校温水プール使用料条例の一部を改正する条例

思永中学校温水プールについて、1レーンを専用利用する場合の使用料の額を次のとおり設定することにしました。

区分		7月及び8月	その他の月
平日	1レーン（1時間以内）	710円	1,120円
土曜日 日曜日 休日	1レーン（1時間以内）	850円	1,410円

この条例は、令和8年4月1日から施行することにしました。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 3 3 号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 2 6 条第 1 項ただし書中「若しくは法」を「、法」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 2 7 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 2 7 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 2 7 条の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 2 7 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

付則第 5 条の 2 の 3 を次のように改める。

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第 5 条の 2 の 3 当分の間、法附則第 3 条の 2 の 3 第 2 項に規定する公益法人等を同項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

付則第 1 5 条の 9 中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

付則第 2 9 条の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 2 9 条の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 7 5 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 7 4 条の 2 第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 7 6 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 7 7 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規

定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第74条の2第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第76条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第76条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつ

て当該加熱式たばこのみの品目のもの

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第19条、第26条第1項ただし書、第27条の2第1項第3号並びに第27条の3第1項各号列記以外の部分及び同項第3号の改正規定並びに次条の規定 令和8年1月1日

(2) 付則第29条の次に1条を加える改正規定及び付則第4条の規定 令和8年4月1日

(3) 付則第5条の2の3の改正規定 規則で定める日

(個人市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の北九州市市税条例（以下「新条例」という。）第19条及び第26条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第27条の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第26条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第27条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき改正前の北九州市市税条例（以下「旧条例」という。）第26条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第27条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第27条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第27条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第27条の3第1項の規定による申告書

については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例付則第15条の9の規定は、同条に規定する要件に該当する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地が令和7年4月1日からこの条例の施行の日までの間に新設され、若しくは増設され、又は取得された場合についても適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第29条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、北九州市市税条例第75条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第77条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第29条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 北九州市市税条例第77条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第29条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例付則第29条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月25日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第34号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年北九州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

高須団地地区 整備計画区域	北九州広域都市計画高須団地地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------------	--

を

高須団地地区 整備計画区域	北九州広域都市計画高須団地地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
払川地区地区 整備計画区域	北九州広域都市計画払川地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

に

改める。

別表第2中

高須団地地区 整備計画区域	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。次号において同じ。） (2) 住宅で令第130条の3第1号から第6号までに掲げる用途を兼ねるもの (3) 住戸の数が2の共同住宅 (4) 地区集会所、公民館、又は診療所 (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (6) 前各号の建築物に付属するもの			200平方メートル				9メートル		
------------------	--	--	--	-----------	--	--	--	-------	--	--

を

高須団地地区 整備計画区域	次に掲げる建築物以外のもの			200平方メートル				9メートル		
------------------	---------------	--	--	-----------	--	--	--	-------	--	--

	(1) 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。次号において同じ。） (2) 住宅で令第130条の3第1号から第6号までに掲げる用途を兼ねるもの (3) 住戸の数が2の共同住宅 (4) 地区集会所、公民館、又は診療所 (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (6) 前各号の建築物に付属するもの									
弘川地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外のもの (1) 本市で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗 (2) 農産物の生産、集荷、処理、貯蔵又は加工に供する建築物 (3) 研修の用に供する事務所 (4) 集会所 (5) 物品販売業を営む店舗の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの (6) 銀行の支店 (7) 前各号の建築物に付属するもの	10分の6	10分の4	500平方メートル	外壁等の面から道路境界線までの距離 外壁等の面から隣地境界線までの距離	2.0メートル 1.0メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車車庫（令第136条の9第1号イに該当するものに限る。） (4) 自転車駐車場	10メートル		

に

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市立思永中学校温水プール使用料条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 3 5 号

北九州市立思永中学校温水プール使用料条例の一部を改正する条
例

北九州市立思永中学校温水プール使用料条例（平成 2 0 年北九州市条例第 6
4 号）の一部を次のように改正する。

別表の専用の項中「1 時間又はその端数ごとに」を「1 レーン（1 時間以内
）」に、「4, 9 8 0 円」を「7 1 0 円」に、「7, 8 7 0 円」を「1, 1 2
0 円」に、「5, 9 4 0 円」を「8 5 0 円」に、「9, 8 8 0 円」を「1, 4
1 0 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用に係
る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料について
は、なお従前の例による。

北九州市告示第 288 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 25 日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
6 4 2 3	朽網東 4 6 号線	小倉南区朽網東二丁目	小倉南区朽網東二丁目
6 4 2 4	葛原東 6 5 号線	小倉南区葛原東五丁目	小倉南区葛原東五丁目
6 4 2 5	葛原東 6 6 号線	小倉南区葛原東五丁目	小倉南区葛原東五丁目
6 4 2 6	葛原東 6 7 号線	小倉南区葛原東五丁目	小倉南区葛原東五丁目
6 4 2 7	津田 7 1 号線	小倉南区津田一丁目	小倉南区津田一丁目
6 4 2 8	蛭田若園 5 4 号線	小倉南区蛭田若園三丁目	小倉南区蛭田若園三丁目
6 4 2 9	南方 1 4 9 号線	小倉南区南方三丁目	小倉南区南方三丁目
2 1 1 4	平野 1 5 号線	八幡東区平野三丁目	八幡東区平野三丁目
2 1 1 5	平野 1 6 号線	八幡東区平野三丁目	八幡東区平野三丁目
2 1 1 6	平野 1 7 号線	八幡東区平野三丁目	八幡東区平野三丁目

2 1 1 7	平野 1 8 号線	八幡東区平野三丁目	八幡東区平野三丁目
7 1 4 7	吉祥寺町 2 8 号線	八幡西区吉祥寺町	八幡西区吉祥寺町
7 1 4 8	木屋瀬 1 1 1 号線	八幡西区木屋瀬五丁 目	八幡西区木屋瀬五丁 目
7 1 4 9	大膳 2 9 号線	八幡西区大膳二丁目	八幡西区大膳二丁目
7 1 5 0	東筑 2 9 号線	八幡西区東筑一丁目	八幡西区東筑一丁目
7 1 5 1	東筑 3 0 号線	八幡西区東筑一丁目	八幡西区東筑一丁目
7 1 5 2	町上津役東 5 2 号線	八幡西区町上津役東 二丁目	八幡西区町上津役東 二丁目
1 9 0 2	土取町 1 4 号 線	戸畑区土取町	戸畑区土取町
1 9 0 3	土取町 1 5 号 線	戸畑区土取町	戸畑区土取町

北九州市告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和7年6月25日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	新旧別	起 点	終 点
3384	貫153号 線	新	小倉南区東貫三丁目	小倉南区東貫三丁目
		旧	小倉南区大字貫	小倉南区大字貫
3017	二島82号 線	新	若松区南二島一丁目	若松区赤岩町
		旧	若松区東二島一丁目	若松区赤岩町

北九州市告示第 290 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 25 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
3001	長野 24 号線	小倉南区舞ヶ丘六丁目	小倉南区舞ヶ丘六丁目
4293	萩原 17 号線	八幡西区萩原二丁目	八幡西区萩原二丁目
4741	藤田 38 号線	八幡西区黒崎城石	八幡西区大字藤田

北九州市公告第443号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年6月25日

北九州市長 武内和久

- 1 物品等の名称及び数量
プラスチック収集用指定袋 430万枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年6月12日
- 4 落札者の名称及び住所
プラテック株式会社
福岡市博多区金の隈三丁目6番22号
- 5 落札金額
2,407万5,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和7年5月1日
- 8 落札方式
最低価格による。